

第4章 目標を達成するための施策

4-1 生活排水の処理計画

(1) 公共下水道による処理の推進

▼ 公共下水道の整備の推進

本市では、江戸川河川敷等の市域の一部を除き、ほぼその全域を公共下水道の計画区域としているため、生活排水の適正処理を進めるためには、下水道普及率の向上が重要です。

そこで、流域下水道の幹線整備の進捗状況等を勘案しつつ、高い事業効果が見込まれる人口密度の高い市街化区域から優先的に公共下水道の整備を推進します。

▼ 下水道接続率の向上

公共下水道の整備による事業効果を確保するためには、公共下水道の整備が完了し供用が開始された区域において、公共下水道への接続が速やかに実施される必要があります。

公共下水道の供用が開始された場合、土地の所有者、使用者又は占有者は、遅滞なく、排水設備を設置して、生活排水を下水道に流入させなければなりません。その工事に係る費用負担の問題などから、速やかに接続が進まない場合があります。

そこで、接続工事を行う世帯への支援制度の活用や未接続世帯への指導の強化等により、公共下水道への接続を促進し、下水道接続率の向上を図ります。

(2) 合併処理浄化槽による処理の促進

▼ 合併処理浄化槽の普及促進

公共下水道の整備が当面の間見込めない地域（下水道計画区域外の地域を含む）においては、個人等が設置・管理する合併処理浄化槽による処理を促進します。

また、合併処理浄化槽の設置（単独処理浄化槽からの転換を含む）にあたっては、水環境をより一層保全していくために、河川や海域の富栄養化につながる窒素・リンの除去能力のある高度処理型合併処理浄化槽の設置を促進します。

▼ 既存単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換の促進

浄化槽法の改正により、生活雑排水の処理機能を有しない単独処理浄化槽の新設は原則として禁止されていますが、市内では未だに多くの単独処理浄化槽が使用され、汚濁負荷の大きい生活雑排水が未処理で放流されているため、水環境の保全に対して大きな弊害となっています。

そこで、公共下水道の整備が当面の間見込めない地域にある既存の単独処理浄化槽やくみ取り便所については、補助制度の活用等により、合併処理浄化槽への転換を促進します。

4-2 し尿及び浄化槽汚泥の処理計画

(1) 収集運搬体制の整備

▼ 効率的な収集運搬の推進

くみ取ったし尿の収集運搬については、市の委託業者又は収集運搬許可業者による体制で実施し、浄化槽汚泥の収集運搬については、収集運搬許可業者による体制で実施します。

また、公共下水道の普及の拡大に伴うし尿及び浄化槽汚泥の排出量の減少に適切に対応して、収集運搬業務の効率性と安定性を確保していきます。

特に、し尿の収集運搬については、対象となるくみ取り世帯の減少が進み、事業規模の一層の縮小が想定されることから、事業の合理化に関して、収集運搬許可業者等との協議を進めます。

(2) 中間処理・最終処分体制の整備

▼ 衛生処理場の適切な施設運営

市川市衛生処理場は、処理能力の余力を活用した他市域から排出されるし尿及び浄化槽汚泥の処理、処理量や搬入物の性状の変化に応じた適切な運転管理、効率的な施設運営を進めます。

また、今後は、施設の老朽化が進行することから、老朽化の状況を適切に把握し、計画的な施設修繕を実施するとともに、将来的な施設の更新や長寿命化についての検討（広域処理等の調査・研究を含む）を進めます。

▼ 汚泥焼却灰の再資源化

市川市衛生処理場から発生する脱水汚泥については、市川市クリーンセンターにて焼却処理しています。

焼却灰の処分については、最終処分場への依存を低減するとともに、処分先の安定的な確保と資源化率の向上を図るため、民間事業者の資源化施設を活用した再資源化を推進します。

(3) 処理手数料の適正化

▼ 処理手数料の見直し

し尿及び浄化槽汚泥の処理手数料（し尿収集運搬手数料を含む）については、処理に要する費用（処理原価）の変動や下水道使用料の水準等を踏まえて、適宜、見直しを行い、負担水準の適正化を図ります。

4-3 その他の生活排水対策等

(1) 汚濁物質の排出抑制等

▼ 汚濁負荷物質の排出抑制

排出された生活排水の適正処理を進めることは重要ですが、循環型社会の構築の観点からは、生活排水に係る廃棄物の発生抑制の取り組みが優先されます。

そこで、各家庭における発生源対策を促進し、生活雑排水に含まれる汚濁負荷物質の発生を抑制していきます。

▼ 浄化槽の適正な維持管理の促進

浄化槽がその機能を発揮し、浄化槽から放流される水の水質を良好に維持するためには、定期的な保守点検・水質検査・清掃等の維持管理が適正に行われることが必要です。

浄化槽の維持管理は、個々の市民等の管理者にその責任があることから、浄化槽を管理する市民等に対して、維持管理の重要性や実施方法に関する情報提供を行うこと等を通じて、その適正な維持管理を促進します。

▼ ディスポーザへの対応

台所の生ごみを碎いて水と一緒に排水するディスポーザの普及拡大に対応するため、機器を設置する場合の基準の明確化等により、ディスポーザの適正な設置及び維持管理を確保していきます。

(2) 市民参加・情報共有の推進

▼ 水環境の保全等に関する広報・啓発活動の推進

適正な生活排水処理を進めるためには、市民の理解と協力が必要不可欠であることから、広報紙・ホームページを活用した情報発信や施設見学会の開催等を通じて、水環境の現状や生活排水処理の重要性についての広報・啓発活動を推進し、水環境の保全に対する市民意識を高めていきます。

▼ 市の施策検討、具体化、評価等への市民参加の推進

生活排水の処理に関わる施策の検討、具体化、評価等を行うにあたっては、廃棄物減量等推進員（じゅんかんパートナー）制度や市民意向調査などの制度を活用することで、様々な立場の市民による責任を伴った参加を推進します。

また、NPO やボランティア組織の他、消費者団体や事業者等、多様な主体との連携を図っていきます。

▼ じゅんかん白書の作成と公開

毎年度の清掃事業の実績及び施策の実施状況の検証等についてまとめた「じゅんかん白書」を作成・公開していきます。

なお、白書の作成・公開は、市民が廃棄物の処理やリサイクルの現状に興味をもちてもらうことが目的の一つであることから、市民が理解しやすいものとなるように適宜、内容の見直しを図ります。